

若きヘーゲルにおける「家族」の倫理

—『法哲学』への接近 序章—

稻 福 日 出 夫

はじめに
一、「愛」の概念の端緒
二、ベルンにおける思想遍歴
三、愛と運命——フランクフルト期
むすび

族の教師」になろうと決意していた。その苦闘の中からしだいに概念化されていった彼の人倫哲学は、その源流をどこにもち、展開発展してきたのだろうか。こゝではとくに彼の「家族觀」を中心にして、その生成過程を辿ってみたい。

ところでヘーゲルの家族觀を概観していく場合、プロイセン一般ラント法（一七九四年）と彼の家族論との交わり、およびカント婚姻論に対するヘーゲルの批判等、当時の法思想の中に占める『法哲学』家族論の位相關係が探られなければならない。を通じて把握された若き⁽¹⁾ヘーゲル（G. W. F. Hegel, 1770-1831）の「人倫」思想は、彼の『法哲学』の中でじつ脈打っているのだろうか。「体系を持たぬ哲学的思惟はなんら学問的なものではありえない」と主張する哲学者ヘーゲルは、その若き日に「みじめな後進国」ドイツの現状を眼前にして、みずから「民

織体、あるいはその「人倫的心術 (Gesinnung)」である「愛」の概念は、必ずしも彼の思索の中でもののようにして芽生え精練われて『法哲学』へ位置づけられたのたゞか、といふ、ソレがおる。」の試みは、『法哲学』家族論を考察する場合、その母章をなすと同時に、法哲学あるいは政治哲学の学説史上多くの賞讃または拒否をあつめる彼の市民社会論、国家論を理解する上で、ひとつの予備作業の意味をもつと思われ。

そりや以下、おもに『ケーベル青年期神学論文集』を考察の対象として、そりにわたて現われるケーベル法哲学=人倫哲学生成の苦悩を「共有」し、家族觀をめぐる問題を検討してみるが小論の意図である。

- (1) 「若きケーベル」といわれる場合、それは通常、一八〇七年、学の体系第一部『精神現象学』が成立する「イエナ後期」以前の思想形成期を指す。ところど、青年期ケーベルの研究は、前世紀には例外に属し、一八四四年のいわゆるベルリン全集版の補巻として公刊されたローゼンクラントの『ケーベル伝』(K. Rosenkranz, G. W. F. Hegel's Leben, Berlin, 1844, Darmstadt, 1972.) そして、それとは対照的にケーベル哲学に対する「訣別の書」であるヘルムの『ケーベルとの時代』(R. Haym, Hegel und seine Zeit, Berlin, 1857, Hildesheim, 1974.) が見出されるに至るなど。しかし廿世紀初頭、ディルトマイの『ケーベルの青年時代』(W. Diltzey, Die Jugendgeschichte Hegels, Berlin, 1905, Diltzey's Gesammelte Werke, Bd. IV, 1959.) が、青年ケーベルを歴史的に「復

活」させ、「一九〇七年、ハールの編集した『ケーベル青年期神学論文集』(Hegel's theologische Jugendschriften, hrsg. von H. Nohl, Tübingen, 1907.) は、本格的な初期ケーベル研究の第一歩である。「古缺」(Altes Fehl) の『指掌記』(G. Lukács, Der junge Hegel, Zürich u. Wien, 1918, Georg Lukács Werke, Bd. 8, 1967.) がある。なお、ソレは研究動向として、詳しへ上巻精一初期ケーベル研究の動向』(『季刊社会思想』第11卷1号) 113-119頁以下参照。

(2) Hegel, Enzyklopädie der philosophischen Wissenschaften im Grundrisse (1830), hrsg. von F. Nicolin u. O. Pöggeler, Hamburg, 1969, S. 48. 松村一人訳『小論理学』上巻(筑波文庫、一九五一年) 85頁。

1. 「愛」の概念の端緒

『法哲学』(一八二一年)においてケーベルは家族を定義し、語る。「家族は精神の直接的、実体性として、精神の感ぜられる一体性、すなわち愛をおのれの規定としている。したがって家庭的心術 (Gesinnung) とは、精神の個体性の自己意識を、即ちから対的に存在する本質性としての、一体性においてある。」(ソレはなく成員 (Mitglied) として存在する、婚姻、

家族資産および子供の教育に論を進めていくが、そこで特徴的なことは、彼の家族論が婚姻の意義をきわめて高く評価している点である。右に引用した文中の家族を婚姻と言い換えて、おそらくヘーゲルの趣意とそう違わないだろう。つまり、彼は家族の主要構造ないし本質を婚姻のうちにみるのである。たとえば、家族資産とは「家族の外面的現存在」(§160)であり、子供とは愛の客体化、すなわち「両主体（両親—引用者）が自分たちの愛として、自分たちの実体的現存在として愛するところの対象」(§173)である。要するに、夫は子供において妻をみるとがゆえに子供を愛し、妻は子供において夫を見るがゆえに子供を愛する。それが親子愛の必要にして十分な条件である、とヘーゲルは考えるのである。それゆえ、親子間の愛は一義的には問題となりえず、親子関係の人倫的意義は「教育」にのみある。そして、この子供の教育が、実は家族の倫理的解体→市民社会への移行と連なる。こうした家族の、すなわち婚姻の人倫的心術とされる愛の概念は何か。『法哲学』の中でそれは次のように語られている。「愛とは総じて私と他者とが一体であるという意識のことである」(§158, Zus.)。つまり、愛においては、「私は私だけの独立的人格である」と欲せず、私は他者において自己を得、同時に他者も私において自己自身を得る。それゆえ、愛は「悟性の解きえないとてもない矛盾」であり、

この「矛盾の惹起であると同時に矛盾の解消でもある」人倫的合一である。

ところで、『法哲学』におけるヘーゲル「家族論」は、法―道德という特殊的主観的意志のあらゆる契機をその中に含みつつ「共同存在」としての人間関係の中で「自由の実現」を目差す「人倫」の始元として位置づけられる。では、こうした構想は、いつ、どのような形で彼の思索の中に現われてきたのだろうか。

周知のように、ヘーゲルは固有の社会・政治哲学の研究から出発したのではなく、両親の希望に従つて神学校に学んだ。そこでわれわれも先ず、キリスト教への社会的関心を示したこの「若き神学者」の諸々の断片を追う中から、彼の「人倫」の構想、「家族」概念の端緒を探つていこう。

テューリンゲン大学卒業前後の一連の草稿(2)の中で、ヘーゲルはルソーの『社会契約論』(とくに第四編第八章市民の宗教について)から着想を得て、眞実の宗教はどうあるべきかを思索する。この草稿は先ず、次のような内容で書きはじめられる。

つまり、彼にとって神学(Theologie)は「悟性と記憶」の問題に属し、宗教(Religion)は「実践理性の要請」に基づくものである。こうして宗教は「心(Herz)に訴えかけてくるもの」であり、「主体的宗教」でなければならず、神学=「客体的

宗教」はそれが主体的宗教の要素である限りでのみ意義をもつ、と。

「(1)で展開されようとしている」とは「啓蒙の世紀」一八世纪固有の、これまでの啓示宗教——おそらく彼のいう「神学」——と理性宗教との関係如何という問題である。神学が「世紀の潮流の渦中にあつた」当時においては、いわれるよう⁽³⁾に宗教批判はあらゆる批判の前提なのであり、宗教問題はそのまま社会的政治的問題を内に含んでいた。⁽⁴⁾つまり、「宗教と政治は一つ屋根の下に住んでいた」のである。それは神学生ヘーゲルを強く引きつける問題であると同時に、後に「私の学問的教養は人間の下位の欲求からはじまつた」とシエリングに書き送るヘーゲルの、哲学以前の関心のありようを示している。さらにまた、もはや「啓示宗教」にくみしえないことはもちろんであるが、なお現存するキリスト教をきれいさっぱり洗い流して、無媒介的に「理性宗教」をそれに対置するのではなく、現実に存在するところのものを基盤にして、換言すれば、みずからそこで生存している民族生活全体を問題として、そこから理性宗教へ到達できいかと思索するその手法には、以後の彼の哲学の特色があらわれているといふことだらう。

「悟性の啓蒙はなるほど」(人間を……引用者) より利口(kluger) にはするがヨリ善良(besser) にするわけではな

い」(N. S. 12) と書き記された中に、当時の啓蒙神学に対するヘーゲルの皮肉を読みとることができると思うが、ではどういう宗教観をそれに対置したのだろうか。

ヘーゲルは人間を「感性と理性とから合成された存在者」(N. S. 357) と把握する。それゆえ、単に感性を拒否するのではなく、感性を理性的にし、道徳法則をまもる高貴な心を育成することをもって宗教の使命と考える。そこにわれわれは、時代の思潮であつた「啓蒙思想」と、単に感情における「神秘的合一」(N. S. 44) を説く神秘主義とに対するヘーゲルの対応を見ることができるであろう。つまり、ヘーゲルは、「冷酷」な啓蒙悟性が「神聖な人間の感情の纖細な仕組みを見落とす」(N. S. 16) ことに対して人間の感性の側面を強調し、返す刀で非合理的な「独断的教説」ないし「宗教の秘儀(Mysterien)」(N. S. 53) に対しては啓蒙の意義を承認して人間理性の立場を支持する。こうした枠組において、「宗教が完全に主体的になるにはどんな措置が必要なのか」(N. S. 8) を探究していく」とがヘーゲルの意図であつた。その意図の下に彼は、主体的宗教は「個人的宗教(Privatreligion)」ではありえず「公共的宗教(öffentliche Religion)」=「民族宗教(Volksreligion)」であり、「ある民族精神の高揚・純化」(N. S. 5) を目指すものである、と主張する。つまり、「啓蒙思想が指摘したようなこ

の二つのものの間の頑強な対立 (すなわち、啓示宗教と理性宗教との対立——引用者) が、彼に至る (民族宗教の引用者) 歴史的政治的概念において解消するものであった」のじる、それゆえまだ「(アリヒは若い) 哲学者の歴史的な連續性を原理とする思惟が表明されている」とも評されている。

ハウしてベーゲルは、あるべき宗教は民族宗教である、と表明する。彼にとってそれは「偉大な心情 (Gesinnung)」をはぐくみ、自由と手を取りあって進む」 (N. S. 27) ものである。

やがて彼は「民族精神、歴史、宗教、民族の政治的自由の段階は…切り離されて考察されるべきでない」と述べ、また、個々の人間の道徳心を育成する」とは個人的宗教や自己の努力の問題であるが、「民族精神を育成することは、一面民族宗教の、他面政治的状況の問題 (Sache) である」 (N. S. 27) と語る。⁽⁸⁾

ハウして彼は「公共的」なるがゆえに「主体的」である民族宗教の原理を愛に求めた。ここでわれわれは、彼の民族宗教の性格からいって、この愛を「共同存在」としての人間の公共性と主体性の結合原理と読みかえることが可能であろう。とすれば、この愛の原理を表明するハウにわれわれは、イエナ時代にみずから哲学を総括的に述べた「最高の共同は最高の自由である」という「人倫の命題」⁽¹⁰⁾ と連なるものを窺うことができるのでないか。さらにまた、彼がこの結合原理を説く中に、『法哲学』における「家族論」の位置、および婚姻の人倫的心術とされる愛の概念の原初的萌芽形態を見出せるであろう——もとより一学生であった時代の草稿と、その後およそ二五年を経てドイツ哲学界に君臨した時代の著作とが同日に論じられる

では、彼の追求する主体的宗教であるとともに公共的でもある民族宗教の原理は何か。それは理性的であると同時に感性的である能力に求められるが、この原理・能力が当時のベーゲ

右に述べた推論を主な前提として、以下なお彼の神学草稿を

想の中から「愛」の概念の変容過程を追ひてみよう。

(1) Hegel, Grundlinien der Philosophie des Rechts, 4. Aufl., hrsg. von J. Hoffmeister, Hamburg, 1955, S. 119, § 158. 云々『法哲学』からの翻訳で本文は最初から日本語で書かれており、強調が原文から「Zus. 付題加を意味する」なお、訳文は『くーゲル』世界の名著三五(中央公論社、一九六七年)所収の、藤野涉・赤沢正敏版「法の哲学」にしたがってある。

(2) Nohl, a. a. O., SS. 1-72. りの草稿はノールによると “Volks-religion und Christentum” と表題を与えられた。なお、ノールの編集したこれら諸々の神学論文の邦訳として、原健忠訳『イエスの生涯』(河出書房、一九五〇年)、木村毅訳『キリスト教の精神とその運命』(現代思潮社、一九六九年)、久野昭・水野建雄訳『くーゲル初期神学論集I』(以文社、一九七三年)、久野昭・中林肇訳『くーゲル初期神学論集II』(以文社、一九七四年)等がある。筆者は引用に際しそれらを適宜参照したが、以下便宜上、本文にN. a.略』、原文のページ数のみ記入する。

(3) Haym, a. a. O., S. 29.

(4) Briefe von und an Hegel, hrsg. von J. Hoffmeister, Bd. I, Hamburg, 1952, S. 24. 云々 Briefe, Bd. I. a. 註記ある。

(5) Briefe, Bd. I, S. 59.

(6) 速水敬一『くーゲルの修業遍歴時代』(筑摩書房、一九七四年) 109頁以下参照。なお、野田又夫「ロマン主義と啓蒙主義の対立」(『思想の歴史』(一)——市民社会の成立——) (平凡社、一九六五年) は、當時の時代思潮を説かれて明解である。

(7) Dilthey, a. a. O., S. 15. 甘粕石介訳『青年時代のくーゲル』(名著刊行会、一九七六年) 118頁。

柏原くーゲルにおける「家族」の倫理

(8) くーゲルは民族精神を一人の息子に託すよりも、遠くない。民

族精神いう若者の父親は、時代のある歴史がある。母親は国憲(Verfassung)である。忠誠歸るに従事する宗教である。リの忠誠が國家の教育に必要な藝術の助けとなる。Vgl. Nohl, a. a. O., S. 27.

(9) 換言すれば、りの時代のくーゲルにとって古代ギリスは「社会と国家の現実的変革のための永遠の模範、無比の典型」として映ったのである。Vgl. Lukács, a. a. O., S. 37. 生松敬三・元浜清海訳『若のくーゲル』(上) (日本社、一九六九年) 五百頁。

(10) くーゲルがこの「人倫の命題」を提起する主旨はこうである。

くーゲルは個々ばらばらになった国民=特殊と、国家=普遍との連帶を必要とする時代の哲学をみずからに課す。そこで彼は、人間は生ける諸関係の真に自由な共同によって「自由」を放棄したのではなく、ただ「自由と呼ばれている無規定性」を放棄しただけであると考え、それを「人格(Person)と他の人格との共同(Gemeinschaft)」が、本質的に個人の真実の自由の制限としてではなく、かえりにその拡張として見られなければならぬ。最高の共同が最高の自由である」と総括するのである。Vgl. Hegel, Differenz des Fichte'schen und Schelling'schen Systems der Philosophie, 1801, hrsg. von G. Lasson, Hamburg, 1962, SS. 64, 65. なお、金子武藏『くーゲルの国家観』(岩波書店、一九四四年) 191—197 117回—117回—118頁参照。

11. ベルンにおける思想遍歴

一七九三年秋、くーゲルはベルンへ向って旅立つた。鈍重で

「シュワーベン氣質」の彼は、学友ヘルダーリンの招きに応じてフランクフルトへ転ずるまでの三年間をそこで寂しく家庭教師として過す。が、この孤独の中で自己のすべてを結晶化すべく学生時代から持ち込んだキリスト教の社会的歴史的研究に、みずからの「実存的課題」を見出すことになる。

「先頃から私はカント哲学の研究にふたたび取りかかった」⁽¹⁾、しばらく後、さらに「実践理性の要請を新しく研究している」とシェリングに書き送るヘーゲルは、一連の「民族宗教論」の考察を切り上げてイエス像の解明に取り組んだ。⁽²⁾そのイエス像とは書簡からも窺えるように、カント的実践理性優位の道徳の体現者として、つまり「消しがたく自己」の心に銘記されているもの、すなわち道徳の永遠の法則のみに永遠に忠実であり続けよう」(N. S. 78)とするイエスである。それはおもにヨハネ福音書を素材としつつも、当然にそこから奇跡や予言、復活等およそ非合理的なものをすべて切り捨てた「民族の道徳的教師」としてイエスを描こうとする試みである。⁽⁴⁾

ここでのイエス像の特徴的な性格は、安息日にもかかわらずある貧しい病人に親切を施したのを、安息日という神が与えた法律をないがしろにする不遜だと抗議するニダヤ教徒に対し、イエスが次のように答えた点に求められるだろ。『もし汝らが、教会の法規(Statuten)と実定的な捷(positiven Gebote)

を人間に与えられた最高の律法(Gesetz)とのみ思い込んでいならば、汝らは人間の価値を看過し、神の概念と神の意志の認識を自分自身から汲み上げるべき人間の能力を見失つている」(N. S. 89)⁽⁵⁾つまり、ヘーゲルにとってイエスは、客体的外的権威に従うユダヤの律法宗教に対して人間の理性による自己立法を説く人物である。「理性と自由がわれわれの合言葉だ。そしてわれわれの一致点は見えざる教会(unsichtbare Kirche)⁽⁶⁾」というのが「実践理性の信奉者」ヘーゲルの心意気であった。がそれは、テューベンゲン時代に真実の宗教=民族宗教の公共性と主体性の結合原理として構想されたあの「愛」の原理からの離脱を意味する。つまり、「カントの義務道徳の影響はヘーゲルをしてこの原理を放棄せしめて」しまうのである。シェリングに「カントの体系とその最高の完成から、私はドイツにおいて一つの革命を期待している」と書き送り、この革命の原理はすでにカントによって準備されていて、それに「ただ一般的に手を加えて、これまでのすべての知識に応用されるだけでよい」と表明するヘーゲルは、「カントの道徳的な理性信仰の中で、倫理(Sittlichkeit)と宗教の科学的基礎づけは決定的に完了されしむ」と考へていたのである。⁽⁷⁾

また、この思想実験(とくにイエスの死の叙述)は、「規律を墨守する教会信仰と理性宗教の間に演ぜられる一編の戯曲」

ルテイルタイヒより言われ、「アンチゴーネ悲劇が、アンチゴーネにおいて體現された永遠の自然の権利 (das ewige Recht der Natur)」既成の律法 (die positiven Gesetze) との争闘であつた」とに警えられる⁽⁹⁾と評された。

では、の「純粹に道徳的な教師」であるイエスの教説から、なぜ「実定性 (Positivität)」が生じてきたのか。の問への解説が、続く『キリスト教の実定性』での課題であつた。⁽¹⁰⁾ で実定性とは「主観の道徳的自律性の廃棄」を意味する。

ヘーゲルはその原因を、イエスと弟子との関係、弟子達のユダヤ的性格や当時の精神的風土「メシヤ待望」等に求める。そこで彼は「ソクラテスの哲学の運命とイエスの教説の運命」の比較を試みる。ソクラテスの弟子達は、ソクラテスという人間のもつ徳と哲学のゆえに彼を愛したのであり、ソクラテスといふ名のゆえに彼を愛したのではなかつた。それに対し、イエスの弟子達は正に逆であつた、と。つまり、ソクラテスの弟子達の团体こそ「道徳性の國」であり、ヘーゲルのいう「見えざる教会」なのである。さらに、イエスの処刑後に発生した教団とそれの拡大が、必然的にキリスト教の実定化を進めていくことになる。しかもその外延が國家と一致すれば、教会と国家は相互補完的に自由な人間を抑圧してくる。なぜなら、一宗派 (たとえばキリスト教) が国教となれば、教会からの破門は同

若あくヘーゲルにおける「家族」の倫理

時に市民権の剥奪、国家からの追放を意味するから。そのの、が先に引用した「宗教と政治は一つ屋根の下に住んでいた」と書く時の、ヘーゲルの胸の内においてた想ひがあつた。つまり、キリスト教は「專制君主に対する従順を一つの体系へ (心めたらしい——引用者)、專制主義 (Despotismus) の犯罪の弁護人、およびそれの熱烈な贊美者」 (N. S. 366) となるのである。

と云ふことは、歴史的にみれば、キリスト教の成立史は自由な民族宗教が息づいていたギリシャのポリス国家の没落史と重なりあつてくる。そいでヘーゲルは、「キリスト教による異教の驅逐は驚くべき革命の一つである。その原因を探究すれば、思索的歴史家を没頭させるにちがいなし」 (N. S. 220) とみずから決意を述べ、この移行の究明に取りかかる。彼はその原因を時代精神=転換期の精神、つまり「政治的生活様式の変動」に求める。自由な共和国民に根づいていた宗教も、その自由の喪失とともに力を失い、あらたな宗教の登場を許してしまつてある。そこで、ポリス的な「生ける全体性」の喪失は、つまりは人間の私人化、私的人格の発生を意味し、歴史的にはローマ帝国の成立に対応する。

さて、の過程でヘーゲルが古代ポリスの生活を「公の生活においても私的な家族生活においても、誰もが自由な人間であり、みずからの法則に従って生活していた」 (N. S. 222) と描

いていふ」とは、当時の彼の古代觀を知る上で注目される。つまり、そこには公的生活＝国家生活と私的生活＝家族生活との区別のない「美しい人倫生活」が存在していた、というのが當時のくーゲルの古代ボリス像であった。イエナ時代において重要な意味を帯びてくる「統治と家族との対立」は、ソリではまだ現われてこない。

ところへ、くーゲルによれば実定宗教の特徴は、「それが道德法則 (das Sittengesetz) を人間に、ある所与的なもの (etwas Gegebenes) として定立する」(N. S. 212) 点にあつた。つまり、「教会の全体系の基底にある根本的誤りは……理性の権利を見誤っている」(N. S. 211) ことであり、それゆえ彼は、道徳法則を主体に取り戻すことなどが時代の課題であると考へ、カント哲学の意義を認めたのであった。しかし考えてみれば、カントの理性宗教は、それが実を結ぶための前提条件として、全人類がそれを受け入れることのできるような理性的な存在者となつていなければならぬはずである。つまり、それは「実現すべき目標を前提するという矛盾」⁽¹⁴⁾ を含むのである。『イエスの生涯』や『キリスト教の実定性』で試みられた理性宗教を説くイエスの運命が、そのソルを正に逆から証明した、といふのである。だが、もとからくーゲルの構想する民族宗教は、民族生活から遊離したものであつてはならず、「民族精神」

と一体化したものであり、それゆえ、民族の教養 (Bildung) や道徳の歴史的段階と適合すべきものであつた。それに対して理性宗教は、その「理性」性のゆえに必然的に普遍的超歴史的傾向をもつのである。

要するにベルン時代のくーゲルは、確かにキリスト教が実定的となつた歴史的過程は詳細に探究したが、眼前のキリスト教を彼の思い描く民族宗教へと止揚するための現実的方法はまだ持ちあわせていなかつた。すなわち、なお「歴史的現実の重み」に無自覚であつた、といえるだろう。ソリにカント的「要請」がいつの間にか忍び込んできたのである。

ベルンでの思索が現実との実践的対決において空虚なものとなることを切実に感じた時、くーゲルは、カントとの「離婚」を決意し、フランクフルトに転じる。そして、そこの現実ともみあいが彼の家族觀を方向づけ、そこから『法哲学』家族論の内実までそう遠くはない。

(1) Briefe, Bd. I, S. 16.

(2) Briefe, Bd. I, S. 24.

(3) Nohl, a. a. O., SS. 73-136. 編者ノールはソリの論稿を “Das Leben Jesu” と名づけた。

(4) ハーリー、ベルンのカトリックの聖堂は「神聖な宗教建築」の概念をもつた。だが、もとからくーゲルの構想する民族宗教へといひ研究を始めたハーリー、たゞほに種々の東洋の良き文化を、重要な長い間、国民教育の理想について考え

てあたが、あみば、あよやど、国民教育の宗教的な面について研究をしてゐるだから」お互に友情でもつて意見の交換をして、手紙を送つてゐる。Vgl. Briefe, Bd. I, S. 20. 手塚富雄・他訳『ヘルダーリン全集4巻』(河出書房新社、一九六九年) 1101、1101頁。

- (5) Briefe, Bd. I, S. 18.

(6) 金井、前掲書、五七頁。

- (7) Vgl. Briefe, Bd. I, SS. 23, 24.

- (8) Dilthey, a. a. O., S. 14. 前掲邦訳書、117頁。

- (9) Dilthey, a. a. O., S. 20. 同訳書、四〇頁。

- (10) Lukács, a. a. O., S. 53. 前掲邦訳書、七七頁。

- (11) Vgl. Nohl, a. a. O., SS. 155, 156. ハーゲルは、少しだイヤスの弟子達の態度を批判するに際し、レッサンングの作品『賢人ナータン』における次のようなシターのせりふを引き合いに出していく。

「キリスト教徒は、教祖このかた迷信にも人間らしさをやめさせないで、キリストが教えキリストが行なつたからそうするというだけだ」¹⁾ おまかわ。」篠田英雄訳『賢人ナータン』(岩波文庫、一九五八年) 五三頁。ちなみに、この作者レッサンングを、ハイネは、ルターの後継者であり、ドイツの一人目の解放者だという。伊東勉訳『ドイツ古典哲学の本質』(岩波文庫、一九七三年) 一四八頁以下参照。

- (12) 国家の眼目は適法性によって道徳性ではありえないが、しかし、適法性の実現は、道徳性に期待されるべきで、この道徳性を支

趾つかむのが教皇だからである。²⁾ 教皇と国家との関係はいかが、Vgl. Nohl, a. a. O., SS. 173-191.

若きハーゲルにおける「家族」の倫理

(13) 細谷貞雄『若きハーゲルの研究』(未来社、一九七一年) 131頁。

八頁。

(14) 山中隆次「初期ハーゲルにおける社会、國家および歴史の問題——ヘルン時代、一七九三年～九六年——」(『経済理論』四二号) 八七頁。

七頁。

(15) ハーヒと彼は、「カヨルテンブルグの最近の内情について」という政治論文執筆過程で体験する。この政治論文は最初、雄大な自然法的思想で書きはじめられたにわかかわらず、現実変革のための有効な手立てを見出すことができないまま、次第に骨抜きになってしまったのである。Vgl. Rosenkranz, a. a. O., SS. 90, 91.

II、愛と運命——フランクフルト期

『エンチクロペディー』の中でもハーゲルは人生行路の諸段階の性格つけを次のように行なつてゐる。若者は現実と鋭く対決し、「自分には世界を改造する」使命があり能力もあると信じて、人間は大人になっていくのであるが、しかし、「自分の理想を直接に実現することが不可能である」ということは人間をヒボロンデリーにするかもしれない」と。ハーヒの大人の移行期こそ青年ハーゲルのフランクフルト時代であった。

ハーヒ、ハーゲルは、ヨーロッパを含めてこれまでの諸々の宗教と、自己の義務命令にのみ聞き従う宗教との間にある区別

は、単に「前者が自己の外に主 (Herr) をもつてのに対し、後者は自己の内に主をもつてが、しかし同時に自己自身の奴隸である」(N. S. 266) という違いが存在するにすぎず、「破壊したい」と「実定性の点では両者になんら違いはない」と述べ、ベルン時代の思索を「カント哲学——実定宗教」(N. S. 385) と総括する。つまり、カント的理性宗教または自律倫理とは自己自身への依存、奴隸化であり、「人間をその全体性において回復しよう」(N. S. 266) と目差す者にとってそれは「最大の分離、客觀性」をもたらすものでしかないものである。それゆえ、フランクフルトにおいてあらたなイエス像の再構築を試みるベーゲルは、先ずユダヤ精神の徹底的研究から開始する。同時にそれは、彼の歴史観に「東方的世界」が独自のものとして成立した端緒でもあった。

ベーゲルによればユダヤ精神の特徴は、「自然との分離分裂、人間相互の対立憎悪」、すなわち「自然と精神との矛盾」にある。「共同生活と愛の絆 (die Bande) を切斷した」(N. S. 245) ユダヤ民族の始祖アブラハムの精神とは正にこれらを体現した魂であり、モーセの立法もその原理は、先祖から継承されたこの精神であった。しかし、ユダヤ民族は「理念 (Idee) において支配する民族から、現實において支配される民族となつた」(N. S. 259) のであり、この民族が背負わねばならなか

つた」のユダヤ精神こそが、彼らの「運命」であった。すなわち、ユダヤの運命の根源は「アブラハム的自由」の中にある、とくべーゲルはいうのだけれど、ドイツの現状の根底に、彼が「ドイツ的自由 (deutsche Freiheit)」を見据えていたことは想起されてよい。おそらくベーゲルは、このユダヤの運命に、「世界の精神から遊離して立っている」悲惨なドイツの運命を投影させていたのだろう。

こうした精神状況下にイエスは登場した。いや、このような事態に対する批判の視点としてのカント的「自律倫理」信奉を放棄したベーゲルは、あらたに「道徳は生 (Leben)」における分裂の止揚である。……道徳の原理は愛である」(N. S. 388) と提起する。それゆえ、イエスはベーゲルによって、ユダヤの運命を愛の精神で救済する人物として描きかえられ（「愛による運命との存和」の思想）、この自己の実存を託したイエスでもって、ベーゲルは現実と対峙するみずからの態度を迫る。こゝでわれわれは、ベーゲルが先ずこの愛そのものの思索を試みた諸断片を通じて、この期の彼の家族観を探ってみよう。もちろん、いわれている「フランクフルトの危機」的状況の下で記されたそれら諸断片の脈絡は一貫せず、彼独特の苦悩の緊張で貫かれているが、その中で示されたことが、『法哲学』に至つて結実する彼の家族論を決定的に方向づけていく。

「人間が合一したくなるのを合一せしむるといひ、それには実定性は存在する」(N. S. 377)。ベルン時代執拗に追求した実定性の概念を要約して彼は云ふ。やうに、「理論的総合は完全に客体的となり、主体に完全に対立する。実践的活動は客体を絶滅し、そして完全に主体的である。ただ愛においてのみ、ひとは客体となるべくなり支配する」といふ支配される」ともない」(N. S. 376) と記された中で、以前とは異なる「あらたな方向、つまり主体と客体の対立を愛において一元的にとらえようとする方向が浮かび上がつてゐる。ヨダヤ的運命の下では、言ひ換へれば現実のドイツにおいては、物質(Materie)だけが人間にとって絶対的であるがゆえに、「死んだもののための愛(Liebe um des Toten willen)」(N. S. 378) しか成り立ちえない。それに對して「眞の合」、本来の愛は生けるもの下で(unter Lebendigen) のみ生ずる」(N. S. 379)。この愛は悟性ではなく理性でもない。それは制限するものによる制限されぬのでもなく、やうにまた「愛において、生(Leben) は自身の「重化およびその合」として自己を見出す」とも語る。やはその愛の内実は何か。ベーゲルは神学的調子から次第に離れ、現実の具体的身体をもつた「男と女」の愛の叙述に移つていく。「愛は生ける者の感情である」。また物質は主体—客体の支配関係をもたらすゆえに「愛しあう者にはなんらの物質

「あまのわらな」(N. S. 379) となる。しかし、それなら愛しあう者相互にとつて所与的に存在する身体はどうか。つまり、「純粹な心情(Gemüt)」は、愛を恥じはしないが、しかし「愛が完全ではないことを恥じる」のであるが、各自的所有である身体は、本来個別的なもの、それゆえ愛になじまないものであるはずだ。したがって「個体性(Individualität)」と関しての愛の焦立つ」の現象を、ベーゲルは「恥の」(die Scham) と呼び、「恥の」は、ある敵意あるもの(etwas Feindseliges) が存在する場合(たとえば所有権等——引用者) とのみ怒りの形態をとる愛の作用」(N. S. 380) となる。このことと逆に言えば、愛において個体性=「各自的所有的原理」を主張するものが無恥といつてなる。だが、愛は怖れよりも強い。ベーゲルはヨハネ福音書からこの句を引いた後、ジョリヨームの愛の表現を添える。「与えれば与えるほど、それだけ多くを私はもつのです」。そして、愛しあう者たちの合は子供の出現において完成する。すなわち「子供は両親自身である」(N. S. 381)。しかし、子供は時とともに成長し、その成長の各段階がそれぞれ分離の段階となる。

やうに彼は、愛しあう者たちの「一方の者の権能下にある死せるもの」(N. S. 382) の側面、つまり財産所有の問題に目を轉じる。愛しあう者とふたえても生きていく限り、財産=客体物

との交渉は避けることができない。ところで、先の身体の問題と異なり、財産に関しては結局、主体—客体関係、権利—義務の関係、すなわち法的形式しか成り立ちえない。「贈与」の形態をとるにしても、法律関係から抜け出せるわけではない。いわば「財産の運命」を前にしてベーゲルは、それを「愛の共同体」に有和させる手立てに思いをめぐらし、その結果それを「共有」に求める。しかし、権利の止揚の原理（すなわち「愛の共産制」）を財産の共有制に据えてみても、それは所詮権利の完全な廃棄という外觀でひとを欺くだけにすぎず、それによって所有の権利（das Recht an Besitz）に決着がつくわけではない。あらためて彼は書き記す。「財産の共有（Gütergemeinschaft）は、いつでも分割を、しかも分割の必然性を前提としている」（N. S. 382）。愛しあう者の間では、財産は誰の固有のものでないが、「そ」（共有——引用者）には物件の一部に対する所有権が隠されている」にすぎず、「留保」されているにすぎないのである。つまり、贈与にしろ共有にしろそれらは生ける愛の人倫にそぐわない、というのがベーゲルの結論である。この問題を愛の次元で解決すると、結局彼は断念して、この断片は切れる。

以上がここで説かれる「合一から分離へ、分離から合一」⁽⁸⁾という愛の構図である。ティルタイはこの「ギリシヤ思想と

キリスト教の婚姻が行はれ」⁽⁹⁾たといふ。確かにそれは愛の讃歌ではあったが、同時にそれと有和しない運命としての財産市民社会的秩序の地平でのみ主張される権利概念の蘇生、愛の苦悩でもあった。

このような愛のスケッチを試みた後、彼は一連の『キリスト教の精神とその運命』の執筆に取りかかる。先にも触れたように、カント的道徳性の原理では二元的対立を許してしまうがゆえに、ベーゲルはそれを放棄した。そこで彼は、いやした分裂対立、当為論の克服を「あたかも律法が命ずるであらうように行為する傾向（Geneigtheit）」あるいは「嗜好（Neigung）と律法との一致」（N. S. 268）という個人の性癖に求める。これはによって律法は「律法としての形式」を失つてしまふ。それはまた「徳（Tugend）」とも言い換えられているが、しかし「人間関係の多様性が増大するにつれて多数の徳もまた生じ、それとともに必然的な衝突の量も、また諸徳を満たすことの不可能性も増大する」（N. S. 294）ことになる。この矛盾を断ち切るために、彼は先の予備研究の成果を取り入れる。つまり、彼は諸徳を通じて生ける統一を愛に据え、それゆえ諸徳を「愛の様態（Modifikationen der Liebe）」みなす。このじてベーゲルは、「自己自身をふたたび見出す生（Leben）の感情が愛である。愛において運命は有和される」（N. S. 283）と書き上げる。

では、それならなぜ愛の実践者イエスは、十字架の露と消え去ったのか。これが、自己の視座を捜し求めていた若きくーゲルの最後の宗教的問いであつた。

「悔い改めよ、神の国は近づけり」と改革の希望に燃えて登場したイエスも、ユダヤの現実を前にしてそれを断念する。以後、ユダヤ民族の運命には触れまじし、合言葉「神の国」を心情にのみ求めて世俗との絆を断つ。「カヨサルのものはカヨサルに」。⁽¹⁾ ナレッティエスは国家に対して「その裁判権(Gerichtsbarkeit)の内部にともあるところ唯一の関係」(N. S. 327)、つまり課せられた貢税(Tribut)を支払つとうの関係を保つていたにすぎない。がしかし、世俗との分離を感じぬほど、精神の矛盾に平然と耐えることはできず、敢然と闘いを挑む。「われ地に平和を投ぜんために来れりと思ふな。平和にあらず、反て剣を投ぜんために来れり」。そして、そりにイエスの運命が待ちうけていたのである。

このことを解釈すると、ナレッティエスの「運命との有和」をもたらす愛は、主体—客体の統一であるとして、それは「生ける者の感情」なのであり、それゆえの統一も実は「主観的」でしかありえないのです。従つてそれは、十二人から成る共同体の原理とはなり得ても、現実の社会に、人間関係全体に及ぼす「ことばでもない」。この愛は世俗との絆を断つ

若きくーゲルにおける「家族」の倫理

切り、運命から逃避するのみ得られる「魂の美しい」(Schönheit der Seele)」(N. S. 286)なのである。しかし「あらゆる運命から離れる」とが正に愛の最大の運命である。(N. S. 324)。結局、美しい魂も運命からは免れない。ナレッティエスの「愛によつても有和されえない」あらたな運命こそ、実は現存する国家である。すなわち国家は、自己を運命として引き受けないと個人に要求するのであり、「個人を越えて独自の存在を有する客体的普遍的なもの」である。そして、この「あらたな運命との有和」は、政治の次元で考察される」といなる。

(1) Vgl. Hegel, Enzyklopädie, § 396, Zus. 結論「精神哲学」上(東波文庫、一九六五年) 一一九—一二〇頁。

(2) Hegel, Vorlesungen über die Philosophie der Geschichte, G. W. F. Hegel Werke in zwanzig Bänden, Bd. 12, Frankfurt am Main, 1970, S. 270. 武市健人訳『改訳歴史哲学』上巻(東波書店、一九五四年) 二〇一頁。

(3) Hegel, Die Verfassung Deutschlands, Werke in zwanzig Bänden, Bd. 1, Frankfurt am Main, 1971, S. 465. 金子鶴藏訳『ナレッティエス政治論文集』上(東波文庫、一九六七年) 五四頁。

(4) Nohl, a. a. O., SS. 374-382.

(5) ナレッティエスの考へはイエナ期に沿つて繰り返し述べられてゐる。たゞやが、一八〇九年の『实在哲学』に於いて、くーゲルは次のように語る。「個人格の單一性(Einheit)が、ただ愛のみや

あるが、しかし、この單一性はみずからを愛として知るに過ぎない。それは子供においてみずからを知る。」 Jenaer Realphilosophie, hrsg. von J. Hoffmeister, 1931, Hamburg, 1967, SS. 203, 204. また、『精神現象学』では、夫と妻との関係は「私の現実性を口に出来ば、他者たる子供に於てもトコロ」と云ふ。 Hegel, Phänomenologie des Geistes, 1807, 6. Aufl., hrsg. von J. Hoffmeister, Hamburg, 1952, S. 325. 金子武藏訳『精神現象学』下巻(岩波書店、一九五一年) 15頁。

(6) ハの「所有」概念に焦点をあてて初期ハーゲルの人倫思想の形成過程を追求した論文として今井弘道「初期ハーゲルにおける法と所有の問題」(『法学論叢』九五巻五号、六号、九六巻一号)がある。

- (7) 細谷、前掲書、1111頁。
- (8) 金子、前掲書、1118頁。
- (9) Dilthey, a. a. O., S. 99. 前掲邦訳書、173頁。
- (10) 金子、前掲書、1144頁。

このこと。しかもなおその愛の原理が、より高い原理——市民社会的な法律關係、運命としての国家の承認——へと止揚されるべきものであつたこと。すなわち、愛という特殊的主觀を越えた客觀的なものにそれみずから存在を認め、それゆえ愛は家族の主觀的エーテス、人倫的心術としてのみ語られる点等である。ハハしてみてみると、その構図は、『法哲学』家族論の構造と酷似したものであることが知られる。

ハハのハーゲル哲学体系の成立史において画期的であるイエナ期は、彼の家族觀形成にとってもまた重要な意味をもつ。

それは一言でいえば、「地上的なものに対する地下的なもの」のあることは、「自由のもとに公明に妥当する」統治=國家生活を規制する法則と、「書き記されてはいなくとも搖ぎない神さま方がお定めの撻」=家族生活上の法則、すなわち「人間のおきて」と「神々のおきて」という構図が複雑に絡みあって様々に現象する地平に彼の家族觀が浮かび上がつてくる、といえるであろう。小論では彼のイエナ時代についてなにも触れることはなかった。しかし、これまでの彼の神學論集の追跡の中から、『法哲学』家族論の体系的位置づけ、およびそれの内実は、おそらくイエナ期以前、フランクフルト時代でほぼ決定されていたことが了解できるであろう。その意味で『ハーゲル青年期神學論文集』はすぐれて法哲学的課題を内包しているとい

む　　す　　び

以上、『ハーゲル青年期神學論文集』の文脈にそつて彼の思索を追つてあた。そこから確認であることは、先ず、法=道德の二元論に満足しなじくハーゲルが、それを止揚する概念として「生(Leben)」——後に云われる「人倫(Sittlichkeit)」——を見出しその原理を「愛」に据えた点。次に、そこで言及された内容が後の「家族論」の諸契機をほぼ全面的に展開させて

えるのではないか。

(1) ソポクレース『アンティゴネー』(呉茂一訳、岩波文庫、一九六一年)三四頁。こうした対立構図からも窺えるように、イエナ期の諸著作、とくに『精神現象学』における家族人倫の論の進め方は、彼のもつとも得意とするギリシャ思想悲劇によつて徹底的に制約されている。この点についてはあらためて論じたい。

(一九七八年七月一四日)

記 事

一、井ヶ田良治教授は「日本とヨーロッパの封建制度の比較研究」のために、昭和五十三年四月二十六日、イギリス（ロンドン大学、ケンブリッジ大学）へ出発された。

一、安枝英諭助教授は「英米法における労働組合の内部問題に関する法理」の研究のために、昭和五十三年五月一日、イギリス（ロンドン大学）へ出発された。

一、佐藤義彦教授は「都市化に伴う婚外男女関係の多様化と事実婚の保護に関する研究」のために、昭和五十三年六月二十八日、西ドイツへ出発され、昭和五十三年九月二十一日帰国された。

一、宮井忠夫教授は「都市化に伴う婚外男女関係の多様化と事実婚の保護に関する研究」のために、昭和五十三年六月二十八日、西ドイツへ出発され、昭和五十三年九月二十一日帰国された。

一、佐藤幸夫教授は「統一船荷証券法の研究」のために、昭和五十三年八月十五日、米国（コロンビア大学ロースクール）へ出発された。

一、金田泰介助教授は「司法審査制をめぐる諸問題の研究」のために、昭和五十三年八月二十二日、米国(Harvard Yenching Institute 他)へ出発された。

一、馬場孚瑠江助教授は昭和五十三年九月二十六日、ドイツ語担当教員のための語学講習会に参加し、ゲーテの生と作品の研究を終えられ、西ドイツの各ゲーテ・インスティトウートおよびヴィーン大学ドイツ文学研究所より帰国された。

一、麻田貞雄教授はロンドン大学客員教授として講義および研究のために、昭和五十三年十月二日、イギリス（ロンドン大学）へ出発された。

講 演 会

一、昭和五十三年五月三十一日

講師 山本浩三氏（同志社大学法学部教授）
テーマ 「象徴的言論の自由」

一、梅津実助教授は資料調査のために、昭和五十三年七月十七日、イギリス（ロンドン大学、ケンブリッジ大学）へ出発され、昭和五十三年九月二十日帰国された。

一、山本浩三教授は文献収集のために、昭和五十三年七月二十五日、パリ、ロンドン、ミュンヘンへ出発され、昭和五十三年八月十五日帰国された。

一、講師 本間賢史郎氏（同志社大学法学部教授）

テーマ「アメリカ体験」

講師 岩野英夫氏（同志社大学法学部助教授）

テーマ「西ドイツ留学雑感」

一、昭和五十三年六月二十一日

講師 谷口知平氏（龍谷大学教授）

テーマ「民法と私」

一、昭和五十三年九月十九日

講師 ハンス・ミュラー ディーツ氏（ザール大学教授）

テーマ「責任と量刑」

一、昭和五十三年九月二十一日

講師 ヨバン・ジヨルジエビッヂ博士（ユーゴースラビィ

ア政治学会会長、憲法裁判所長官、ベルグラード大學教授）

一、昭和五十三年十一月八日

講師 小野 哲氏（同志社大学法学部教授）

テーマ「イングランド、スコットランド、アイスランド」

講師 馬場孚瑳江氏（同志社大学法学部助教授）

テーマ「ヨーゼフ II世とウイーン」

一、昭和五十三年十一月十三日

講師 マルク・ソイユ氏（歐州共同体（EC）法律顧問）

テーマ「歐州共同体（EC）議会直接選挙について」

一、昭和五十三年十一月二十一日

講師 大隅健一郎氏（京都大学名誉教授）
テーマ「私と商法」

法政研究会

一、昭和五十三年七月十二日 報告者 岩野英夫助教授

テーマ「Gießen 大学で学んだりと——私の先生 G. Köbler の法史学の方法——」